

## 滋賀県水道用水供給事業の次期料金改定について

### 1 料金算定の考え方

- ・地方公営企業法や水道法施行規則、日本水道協会「水道料金算定要領」に基づき、令和8～12年度（5年間）の料金を総括原価方式により算定。
- ・頻発する自然災害や老朽管からの漏水事故等に対応するため、アセットマネジメント計画に基づき施設および設備の更新、耐震化を着実に実施する。

### 2 新料金単価（案）

- ・総括原価に基づく新料金単価案は以下のとおり。
- ・新料金単価の適用時期については、令和9年4月1日からとする。

項目	区分	現行料金	改定案
適用年月日		基本料金：平成28年4月1日 使用料金：平成30年4月1日	<u>令和9年4月1日</u>
基本料金（円／m <sup>3</sup> ・月） (改定率)		1,270 —	<b>1,270</b> (据置)
使用料金（円／m <sup>3</sup> ） (改定率)		29.2 —	<b>37.3</b> (27.7%)

〈主な値上げ要因〉

- ・近年の物価上昇に伴う電気料金、薬品費等の維持管理費の増加

〈受水市町への影響〉

使用料金は値上げとなる一方基本料金は据え置くことから、令和9年度からの受水市町の負担額は9%程度の増加となる見込み。

### 3 今後のスケジュール（案）

令和7年11月 条例改正案を県議会に上程

令和9年4月 新料金適用開始

## 滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

受水市町との合意により 5 年ごとに見直すこととしている滋賀県水道用水供給事業の給水料金について、使用料金の料率を改定するため、滋賀県水道用水供給条例（昭和 53 年滋賀県条例第 15 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 滋賀県水道用水供給事業の給水料金を算出する場合における使用料金の料率を使用水量 1 立方メートルにつき 37 円 30 銭に改定することとします。（第 5 条関係）
- (2) この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県水道用水供給条例新旧対照表

旧	新
第1条～第4条 省略 (給水料金)	第1条～第4条 省略 (給水料金)
第5条 省略	第5条 省略
2・3 省略	2・3 省略
4 給水料金の料率は、基本料金については基本水量1立方メートルにつき 月額1,270円、使用料金については使用水量1立方メートルにつき <u>29円20 銭</u> とする。	4 給水料金の料率は、基本料金については基本水量1立方メートルにつき 月額1,270円、使用料金については使用水量1立方メートルにつき <u>37円30 銭</u> とする。
第6条以下 省略	第6条以下 省略